

# 白石市ツキノワグマ対策 誘引木緊急伐採事業費「補助金」のお知らせ

市では、ツキノワグマを誘引するおそれがある柿と栗の木を緊急的に伐採した所有者の方に対し補助金を交付する事業を、ツキノワグマの痕跡や出没などが多い地区に限定して実施します。

受付期間：令和8年2月2日（月）～3月10日（火）まで

## 1. 補助対象者

所有する柿や栗の木を、伐採事業者等に委託して伐採した方

※ツキノワグマ出没が増加した10月1日以降に伐採したものとします。

## 2. 補助対象経費

伐採費用のみが対象です。

※伐根や伐採した木の搬出、処分にかかる費用は対象外

※自ら伐採した場合は対象外

## 3. 対象となる樹木

下記の対象地区に所在する「柿」と「栗」の木 ※ 一世帯 2本まで

## 4. 対象地区

越河地区、斎川地区、大平地区、福岡地区（深谷地区を含む）、小原地区

## 5. 対象条件・注意事項

- (1) 半径約200m以内に住家がある樹木が対象です。
- (2) 樹木は根元から伐採したものに限ります。
- (3) 伐採後の土地に新たな誘引木を植えないでください。
- (4) 伐採後は再成長しないように維持管理をお願いします。
- (5) 農地の保全を目的とした伐採や生産・出荷を目的とした果樹は対象外です。

## 6. スケジュール

### (1) 申 請

- ・広報しろいし2月号で班回覧の「交付申請書・同意書兼請求書(様式第1号)」にご記入の上、農林課(白石市農林振興センター内)の窓口に提出してください。
- ・提出期限は令和8年3月10日(火)です。

### (2) 添付書類

交付申請書には、下記の書類を添付してください。

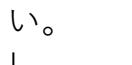
- ①誘引木の場所が分かる位置図
- ②誘引木の伐採前と伐採後の状況が分かる写真
- ③伐採経費の内訳を確認できる書類の写し(見積書、請求書など)
- ④委託料の支払いを証明する書類の写し(領収証など)
- ⑤振込先の店舗番号、口座番号、フリガナが記載された通帳の写し

### (3) 補助金交付

- ・補助金の交付申請額は、伐採費用のみとなります。(千円未満切り捨て)
- ・申請書類の内容を審査後、申請者あてに交付決定通知書を郵送します。
- ・補助金は交付決定通知書の到着後、約2~3週間後に指定の口座へ振り込まれる予定です。

## 7. その他

- (1) 市が誘引木を伐採する事業(白石市ツキノワグマ対策誘引木緊急伐採事業)に申請された方は、重複して本補助金には申請できません。  
しかし、上限未満の申請本数であれば可能な場合もありますので、詳しくは農林課あてお問い合わせください。
- (2) 交付申請書のダウンロードや、このチラシの内容については  
ホームページにも掲載されていますのでご確認ください。



【問い合わせ先】  
白石市市民経済部農林課

T E L : 0 2 2 4 - 2 2 - 1 2 5 3  
メール: norin@city.shiroishi.miagi.jp